

# 後付け安全運転支援装置 設置費補助制度

高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる交通事故防止や、事故時の被害を軽減するため、安全運転支援装置（後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置）の購入設置費を予算の範囲内で補助します。

**補助対象者** ※次の①～③をすべて満たす個人の方が対象です。

- ① 市内に住所を有し、令和6年4月1日時点で65歳以上の人
- ② 非営利かつ自らが使用者である自動車に安全装置を設置した人
- ③ 有効期限内の自動車運転免許証を保有している人

## 補助対象の安全運転支援装置

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に新車以外の自動車に設置されたもの。
- ② 国の認定を受けた、障害物検知機能付きまたは障害物検知機能なしの後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置であること。

※最新の情報は、国土交通省または次世代自動車振興センターのホームページ、お近くの取扱店等にてご確認ください。

**補助金額** ※令和6年度予算額に達した時点で終了となります

※千円未満切り捨て

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置	・ 設置費用の2分の1 ・ <u>上限4万円</u>
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	・ 設置費用の2分の1 ・ <u>上限2万円</u>

※裏面もご確認ください。

## 補助金の申請から交付までの流れ

### (1) 安全装置の取扱店で設置

※ ご自身の自動車に設置できるものかどうか、国の認定を受けた装置であるかを取扱店で確認のうえ、設置してください。

### (2) 申請書兼請求書を提出

#### ●窓口での申請の場合

申請書兼請求書及び添付書類を持参のうえ、本庁生活環境課または各支所市民福祉課の窓口へお越しください。

#### ●電子申請の場合

右の二次元バーコードを読み取り添付書類を撮影・添付のうえ、申請してください。

#### 【添付書類】

- 1 安全装置を装着した自動車の車検証の写し
- 2 運転免許証の写し
- 3 補助対象経費に係る領収書
- 4 その他市長が必要と認める書類



### (3) 補助金の交付決定

※ 申請書類の審査後、ご自宅へ交付決定通知書を郵送します。

### (4) 補助金の振り込み

※ 申請から1か月程度で、指定された口座へ補助金を振り込みます。

安全運転支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転をする際は、装置があるからといって過信せず、常に交通安全を意識して運転してください。